別紙１

世界文化遺産等関連施設アクセスバス実証運行事業委託業務仕様書

１　業務名

世界文化遺産等関連施設アクセスバス実証運行事業委託業務

２　目的

函館市街地から縄文遺跡群へ観光客が周遊しやすいルート設定によりアクセスバスを運行し，将来の民間セクションによる自走化に向けた検証を行う。

３　履行期間

契約締結日から令和５年１月３１日まで

４　委託業務内容

(1) アクセスバスおよび循環バスの運行

①実施時期

令和４年７月下旬～８月下旬の金曜日・土曜日（運行日数：１２日）

②運行ルート

(ｱ) アクセスバス

経路：函館駅～五稜郭～湯の川温泉～函館空港～縄文文化交流センター

(ｲ) 循環バス（ループ運行）

経路：縄文文化交流センター～大船遺跡～南茅部地域の各食事処～
南茅部支所～縄文文化交流センター

③運行本数

(ｱ) アクセスバス

１日４往復程度

(ｲ) 循環バス

１日４本程度

④対象となる乗客

市内外の観光客

⑤運賃

(ｱ) アクセスバス

５００円程度（往復：１，０００円程度）

(ｲ) 循環バス（ループ運行）

２００円程度

⑥利用者へのアンケート調査

(2) 報告書等の提出

①業務完了後，速やかに実績報告書を作成し，市に提出すること。

②実績報告書には，利用者アンケートの調査結果，運行実績および利用人数等

を記載すること。

５ 事業計画書の提出

受託者は，契約締結後速やかに，事業計画書を作成し，市の承認を得ること。

６　特記事項

(1) 本業務履行にあたり，疑義が生じた場合は，市および受託者双方の協議により処理するものとする。

(2) 本業務履行にあたり，市は，受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

(3) 市から提供を受けた資料等は，本業務のみに使用するものとする。ただし，あらかじめ市の承諾を得たものについては，この限りでない。

(4) 本業務の遂行にあたっては，必要に応じ，相互調整のため打合せを行うものとする。

(5) 本業務の遂行に伴う打合せ，資料，計画等の内容については，外部に漏洩しないこと。